

令和5年度 大学教育再生戦略推進費
「高度医療人材養成事業（医師養成課程充実のための教育環境整備）」
審査要項

1. 審査体制

(1) 推進委員会

- 事業の選定のための審査は、文部科学省に設置する「高度医療人材養成事業推進委員会」において行う。
- 推進委員会委員（以下「委員」という。）の氏名は、選定後に公表する。
- 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員は、申請のあった大学から何らかの不公正な働きかけがあった場合には必ず事務局へ申し出なければならない。

(2) 利害関係の報告・排除

- 委員は、審査開始までに、利害関係がある場合は、書面で事務局に提出しなければならない。そして、利害関係を有している場合は、以下に従って処理しなければならない。
 - ① 申請大学との関係が「利害関係者の範囲」に該当する場合、委員は、利害関係を有している申請大学の審査から外れなければならない。
利害関係者の範囲は次のように定める。
 - ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
 - イ. 過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
 - ウ. 申請のあった事業に何らかの形で委員等が参画する場合
 - エ. その他、中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合
 - ② それ以外の関係性を有している場合
委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくても、申請大学との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合も、その審査から外れなければならない。
※例えば、委員自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合
 - ・ 親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ・ 緊密な共同研究を行う関係
 - ・ 密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

2. 審査方法

- 審査は、申請書類に対する「書面審査」により行う。
- 書面審査は、以下の「審査の観点」に従って実施する。

審査の観点

- ① 整備する最先端医療設備が具体的で、本事業の趣旨を踏まえた導入（更新）の必要性が明確に示されているか。
- ② 臨床実習等の医学教育の現状及び本事業で整備する最先端医療設備の活用方法が明確に示されているか。（本事業で整備する設備の有効活用の観点から、整備する最先端医療設備は、病院全体や地域の医療機関の医療人材の養成にも活用が見込まれる場合には、積極的に評価する。）
- ③ 診療参加型臨床実習の充実に向けた計画に具体性があり、継続性が期待できるものとなっているか。
- ④ 設備整備計画の方針は、現状の課題等を踏まえ明確に定められているか。
- ⑤ 申請経費の内容は、実施内容に照らして妥当かつ効果的であり無駄がないか。